

法科大学院の地域適正配置と地方法科大学院に対する支援を求める会長声明

法科大学院制度が平成16年4月に創設されてから約8年を経過した。しかし、現在、様々な困難に直面している。特に、法科大学院の地域適正配置と公的支援問題は喫緊且つ重要な課題である

そもそも、我が国の法科大学院は、平成13年の司法制度改革審議会意見書にあるとおり、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべき」であり、「その中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行う『プロフェッショナル・スクール』として」創設されたものである。

そして、法科大学院の設置については、公平性・開放性・多様性を確保するために、地域を考慮した全国的な適正配置となるように配慮するとともに、人的・物的諸条件の整備など設立・運営に要する費用については、司法の人的基盤を整備する上での重要な一翼を担うという法科大学院の意義や役割に配慮して適正な公的支援が行われる必要があるとされたはずであった。

しかるに、実際には、関係者の自発的創意を基本としたため、各地域の定員限度数を設けることや、地方法科大学院を支援してその創設を援助するなどの地域適性配置を制度的に担保する等の施策が極めて不十分であった。その結果、大都市における法科大学院の乱立と大規模校の創設を許し、法科大学院の当初の全国総定員は6000名近くに及ぶこととなってしまった。そして、このことが、司法試験の合格率の低迷、法科大学院入学志願者の減少、地方法科大学院を中心とした入学定員割れなどの、今日における混乱を招く大きな一因となった。

当会管内に所在する静岡大学大学院法務研究科(静岡大学法科大学院)は、司法制度改革の理念のもと、当時の県内のほとんどの市町の65議会と当会を含む14団体の設立推進決議、及び県民10万人署名を背景に設立された。設立後は、伊豆半島とその他の過疎地において、院生も参加する法律相談会を実施し、あるいは県内弁護士に対する中国法の講義などの継続教育を実施するなど、地域司法の充実・発展に寄与してきた。合格者数も、当会の協力のもと、2名・4名・6名・7名・7名と徐々に増加し、合格後は地元弁護士会に登録した者も多い。また、法テラス事務所やその養成事務所、地元県庁などに就職した者など、地元や過疎地の司法を担う人材として貢献している。そして、地元には法科大学院があったからこそ法曹になれたという者も少なくない。しかし、現在、静岡大学法科大学院も、全国的な法科大学院入学志願者の減少のあおりを受けて、受験者の減少や入学定員充足率の低下に苦しんでいる。

ところが、文部科学省は、司法試験合格率の低迷と法科大学院入学志願者の減少が顕著であるとして、従前の公的支援を見直し、本年、入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率を指標とする国立大学運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の削減に踏み切った。

このような中、政府の法曹養成制度検討会議は、法科大学院の統廃合や定員削減に

に向けた具体的な基準案を検討することを決定し、来年1月30日にこれを議論することとしている。

しかしながら、同会議の前身である法曹の養成に関するフォーラムや、総務省による「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」等、政府の従前の検討経過においては、法科大学院の地域適正配置の理念が十分に配慮されてきたとは言い難い。そのため、上記基準案の策定に当たって同配慮がなされない可能性が憂慮される。

検討会議は、今一度、法科大学院が構想された当時の原点に立ち帰り、何よりも地域適正配置に配慮した基準案を策定することに努めるべきである。地方在住者に対してその地域の法科大学院で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することは、公平性・開放性・多様性の確保を目的として地域適正配置を求めた司法制度改革審議会の理念に直結するものであることを想起すべきである。そして、このことこそが、地方の法科大学院志願者の経済的負担を大きく軽減し、地方の法曹志願者数を維持するだけでなく、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展に貢献し、地方自治・地方分権を支える人材を育成することに繋がるのである。さらに、地域適正配置を制度的に担保するために、地方法科大学院に対する一層の公的支援が極めて重要である。

そこで、当会は、今後も静岡大学法科大学院を支援していくことを表明するとともに、関係各位・関係各機関に対し、以下のことを強く求めるものである。

記

- 1 法曹養成制度関係閣僚会議及び法曹養成制度検討会議は、法曹養成制度の在り方を検討するに当たり、我が国の隅々まで法の精神・法の支配を及ぼすべく法科大学院の全国適正配置を重視すること。
- 2 政府は、我が国の隅々まで法の精神・法の支配が及ぼすべく、法科大学院の全国適正配置を担保し地方法科大学院がその使命を実現できるよう、国立大学法人運営交付金又は私立大学等経常費補助金を減額せず、地方法科大学院への公的支援を一層強化すること。
- 3 日本弁護士連合会は、単なる競争原理に基づく地方法科大学院の廃止統合に反対し、政府その他関係諸機関に対しては、法科大学院の全国適正配置のための施策の実施と地方法科大学院に対する公的支援を求めるとともに、自らも適切な支援を行うこと。

平成24年12月27日

静岡県弁護士会
会長 渥 美 利 之